

狭山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱
取り扱い基準

1 狭山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項中の市長が定めた額については、以下の別表1の1、2及び3の事業の基準額の合計額と、対象経費の支出予定額（総事業費から寄付金その他収入額を控除した額）とを比較して、少ない方の額を選定するものとする。

別表1

基準額	対象経費
<p>1 放課後児童健全育成事業</p> <p>原則、狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第16号。以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合</p> <p>（1）基本額（年額） （施設の定員数）×111,200円</p> <p>（2）人件費加算額（月額）</p> <p>ア 下記（ア）～（ウ）にて定める額に、その者について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。</p> <p>イ 賞与の支給対象者については、アで定める額に、狭山市会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和2年3月26日規則第23号。以下「規則」という。）第13条にて定める割合（規則第13条第2項の各号で定める割合は除く）を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。</p> <p>（ア）施設長的立場にある者</p> <p>規則別表第1、2において定める主任放課後児童支援員の号給に15号給を加えた号給における額に、狭山市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年9月7日条例第21号。以下「条例」という。）第10条の2において定める地域手当を加算した額</p>	<p>放課後児童健全育成事業（要綱別紙2）の実施に必要な経費（飲食物を除く）</p>

<p>(イ) 放課後児童支援員 規則別表第 1、2 において定める放課後児童支援員の号給に 15 号給を加えた号給における額に、条例第 10 条の 2 において定める地域手当を加算した額</p> <p>(ウ) 補助員 規則別表第 1、2 において定める学童保育室補助員の号給に 15 号給を加えた号給における額に、条例第 10 条の 2 において定める地域手当を加算した額</p> <p>※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	
<p>2 放課後子ども環境整備事業費（1事業所当たり年額） 学童保育室設置促進事業 ア 「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日雇発 0521 第 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下本項目において「局長通知」という。）別添 2 の 3（1）③に定める事業を実施する場合 13,000,000 円 イ 開所準備経費（礼金及び賃借料（開設前月分）。以下本項目において同じ。）を含まない場合（アを除く） 12,000,000 円 ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 12,600,000 円</p> <p>※ 開所準備経費については、当該事業費について補助申請を行う年度中に支払われたものに限る。</p>	<p>放課後子ども環境整備事業（要綱別紙 3）の実施に必要な経費</p>
<p>3 学童保育室支援事業費（1支援の単位当たり年額） 学童保育室運営支援事業 賃借料補助 4,599,000 円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	<p>学童保育室支援事業（要綱別紙 5）の実施に必要な経費</p>